各位

平成27年9月3日

会 社 名 上村工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 上村寛也 (コード番号 4966 東証第 2 部) 問合せ先 常務取締役管理本部長 片山恵嗣 (TEL 06-6202-8518)

移転価格税制適用に基づく更正処分に対する取消請求訴訟の提起について

当社は、本日、移転価格税制適用に基づく更正処分の取消しを求め、東京地方裁判所に対し訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。

この更正処分の対象期間は平成 19年3月期から平成24年3月期までの6年間であり、更正を受けた所得金額は2,691百万円、追徴税額は法人税、住民税及び事業税等を含め合計1,338百万円であります。これにつきましては、平成26年3月期に「過年度法人税等」として費用処理しています。(平成25年6月28日付「移転価格税制に基づく更正通知書の受領について」をご参照ください)

当社は、この更正処分を不服として、異議申立て、審査請求の手続きを行い、処分の取消を求めてまいりましたが、当社の主張のすべてが認められるには至っていません。そこで東京地方裁判所に対し更正処分の取消請求訴訟を提起することといたしました。

なお、平成 18 年 3 月 30 日付の移転価格税制適用に基づく更正処分につきましても、平成 25 年 5 月 14 日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消請求訴訟を提起しており(平成 25 年 5 月 14 日付「移転価格税制適用に基づく更正処分に対する取消請求訴訟の提起について」をご参照ください)、現在も同裁判所において審理中であります。

以上